

## 静岡都市計画 高度地区の変更（静岡市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考 (対象用途地域)
高度地区 (最高限 1 種)	約 486 ha	1 建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、10 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）は、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに、5 メートルを加えたもの以下とする。	第一種低層 住居専用地域
高度地区 (最高限 2 種)	約 3,148 ha	1 建築物の高さは、16 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに、10 メートルを加えたもの以下とする。	第一種中高層 住居専用地域 及び第二種中 高層住居専用 地域
高度地区 (最高限 3 種)	約 5,468 ha	1 建築物の高さは、19 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに、10 メートルを加えたもの以下とする。	第一種住居地 域、第二種住居 地域、準住居地 域、準工業地域 及び工業地域
高度地区 (最高限 4 種)	約 191 ha	1 建築物の高さは、22 メートル以下とする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに、10 メートルを加えたもの以下とする。	近隣商業地 域の一部
高度地区 (最高限 5 種)	約 407 ha	建築物の高さは、31 メートル以下とする。	近隣商業地 域の一部、商業地 域の一部（蒲原 地区及び流通 センター地区）
合 計	約 9,700 ha		

### 1 制限の緩和

- (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、北側斜線制限を除き、その部分の高さは、5 メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。
- (2) 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該水面等に接する部分の前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線はそれら水面等の幅の 2 分の 1 だけ外側にあるものとみなす。
- (3) 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この号において同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下この号において同じ。）より 1 メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から 1 メートルを減じたものの 2 分の 1 だけ高い位置にあるものとみなす。
- (4) 建築物の敷地が、都市計画で定められた計画道路（建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に該当するものを除く。以下同じ。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、建築基準法施行令第 131 条の 2 第 2 項の規定により計画道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路内の隣地境界線はないものとみなす。
- (5) 一団地内に 2 以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合、又は一定の一団

の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築される場合において、市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

- (6) 建築物の敷地が 2 以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する制限によるものとする。

## 2 適用の除外

- 次の各号のいずれかに該当する建築物については、建築物の高さの最高限度は適用しない。
- (1) 工業地域内の最高限 3 種高度地区内において、高さ 31 メートル以下の建築物で、住宅（長屋を含む。）、共同住宅、寄宿舎、下宿又はその他これらに附属する建築物の用途に供しないもの
  - (2) 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により、この都市計画の規定の適用を受けない建築物についての増築で、当該増築等に係る部分がこの都市計画の規定による制限の範囲内で、新たに不適格部分を生じさせるものでないもの（この都市計画の規定による許可や認定を受けた建築物の敷地内におけるものを除く。また、この都市計画の決定又は変更の際、当該決定又は変更後の当該都市計画において定められた内容に相当する従前の当該都市計画において定められた内容に違反している建築物を除く。）
  - (3) 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により、この都市計画の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をおこなうもの
  - (4) 高度利用地区内の建築物
  - (5) 都市計画において決定した地区計画等により、建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物又は容積率の最高限度の緩和が定められている区域内の建築物で、当該地区計画等に適合しているもの
  - (6) 特定街区内的建築物
  - (7) 臨港地区内の建築物
  - (8) 都市計画において決定した駐車場、一団地の住宅施設及び一団地の官公庁施設に係る建築物
  - (9) 最高限 1 種高度地区内において、特定行政庁が建築基準法第 55 条第 2 項の規定により認定し、又は同法第 55 条第 3 項若しくは第 4 項の規定により許可した建築物

## 3 許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物については、当該許可の範囲内で建築物の高さの最高限度は適用しない。

- (1) 最高限 2 種高度地区内において、軒の高さが 16 メートル未満かつ高さが 19 メートル以下で、勾配屋根（10 分の 3 から 10 分の 5 までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物で、北側斜線の制限を除き、市長が周辺市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (2) 最高限 3 種高度地区内において、軒の高さが 19 メートル未満かつ高さが 22 メートル以下で、勾配屋根（10 分の 3 から 10 分の 5 までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物で、北側斜線の制限を除き、市長が周辺市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (3) 最高限 4 種高度地区内において、軒の高さが 22 メートル未満かつ高さが 25 メートル以下で、勾配屋根（10 分の 3 から 10 分の 5 までの傾きの屋根をいう。）を有する建築物で、北側斜線の制限を除き、市長が周辺市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (4) 建築基準法施行令第 136 条に定める敷地内空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物で、市長が市街地の環境の整備改善に資すると認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (5) 一定規模以上の敷地条件を有し、市長が建築物の形態及び敷地内空地等について配慮がなされ、市街地の環境の整備改善に資すると認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (6) 建築基準法第 3 条第 2 項の規定により、この都市計画の規定の適用を受けない建築物についての新築、改築又は移転で、この都市計画の規定に適合させることが著しく困難で、かつ、市長が周辺の市街地環境の維持に支障がないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの

- (7) 市長が公益上、建築物の用途上又は周囲の状況によりやむを得ないと認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (8) 災害対策その他これに類する理由により緊急に建替えを行う必要があるもので市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (9) 昇降機等の増築で高齢者、障害者等が円滑に利用するためのものと認められ市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123条）第17条第3項の認定を受けた建築物の当該認定に基づく耐震改修で市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの
- (11) 市街地環境の向上に資すると認められる優良な計画の建築物で、市長が特に必要と認め、建築審査会の意見を聴いて許可したもの

「位置及び区域は変更なし」

## 理　　由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法の一部改正等に伴い、都市として調和のとれた質の高い土地利用を実現するため、高度地区を本案のとおり変更する。

## 変更理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）による建築基準法の一部改正に伴い、建築基準法第55条第3項による許可に関する規定が追加され、従前の同法第55条第3項による許可に関する規定が同条第4項に改められたため、本高度地区の適用の除外の対象となる条項の追加及び引用条項の条項ずれが生じた。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）による同法の一部改正に伴い、要緊急安全確認大規模建築物等の耐震診断の結果報告の義務付け等に関する規定が追加され、従前の同法第8条第3項による認定に関する規定が同法第17条第3項に改められたため、本高度地区の許可による特例における引用条項の条項ずれが生じた。

以上の法改正に対応するため、高度地区を本案のとおり変更する。

## 変更概要書

### 2 適用の除外

変更前	変更後
(9) 最高限1種高度地区内において、特定行政庁が建築基準法第55条第2項の規定により認定し、又は法第55条第3項の規定により許可した建築物	(9) 最高限1種高度地区内において、特定行政庁が建築基準法第55条第2項の規定により認定し、又は <u>同法第55条第3項若しくは第4項</u> の規定により許可した建築物

### 3 許可による特例

変更前	変更後
(10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123条） <u>第8条第3項</u> の認定を受けた建築物の当該認定に基づく耐震改修で市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの	(10) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123条） <u>第17条第3項</u> の認定を受けた建築物の当該認定に基づく耐震改修で市長が建築審査会の意見を聴いて許可したもの

位置図

